

# 加藤内科広報新聞 2月号



立春も過ぎ、陽ざしに春の気配を感じられるようになったこの頃です。  
寒気も少しずつ緩みはじめてはいますが、寒さが身しみる時もありますので  
体調には十分お気をつけください。

## 特定健診・長寿健診・大腸がん検診をご希望の方は、早目の受診を！！

平成29年度分は結果説明までを3月31日までに行わなければいけません。

(結果が出るまでに約1週間かかります。)

当院での最終受付は、3月24日(土)までとさせていただきます。

前の食事から10時間以上あけてお越しください。(お茶、お水は飲んでかまいません。)

予約制ではありません。

受診券・問診票・保険証をお持ちください。(受診券がないと健診を受けることができません。)

尚、胃がん・肺がん検診の最終受付は、結果届き説明までに約3週間かかる為、3月7日(水)までとなります。

## \*MRワクチン2期について\*

平成29年度のMRワクチン2期の定期接種の受付は平成30年3月31日までです。

対象者・・・平成23年4月2日～平成24年4月1日生まれの方(小学校就学前の1年間)

公費対象の方のMRワクチン(麻しん・風しん混合)は予約なしで受付させていただいております。

※成人の方が自費で接種する麻しんワクチン・風しんワクチン・MRワクチンについては予約とさせていただきます。

## 月に一度、保険証の提示をお願いしています

保険証、住所、電話番号等に変更があれば必ず受付窓口までお申し出ください。

有効期間が平成30年3月31日となっている方は、4月からは新しく更新された保険・医療証をお持ちください。



# 平成30年4月から福祉医療費制度（老人医療・障害者医療・ひとり親家庭医療・子ども医療）が変わります。

平成30年4月1日から、大阪府福祉医療費助成制度が改正されたことに伴い、対象者や医療費助成の内容、一部負担額が変わります。



区分	対象者	対象医療	一部自己負担額
重度障害者医療	(1) 身体障害者手帳1・2級所持者 (2) 重度の知的障がい者 (3) 中度の知的障がい者で身体障害者手帳所持者 (4) 精神障害者保健福祉手帳1級所持者 (5) 特定医療費（指定難病）・特定疾患医療受給者証所持者で障害年金1級または特別児童扶養手当1級該当者	<ul style="list-style-type: none"> <li>医療保険が適用される医療</li> <li>訪問看護ステーションが行う訪問看護（医療保険分）</li> <li>精神病床への入院は対象外</li> <li>入院時食事療養費（子ども医療のみ）</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>一つの医療機関・訪問看護ステーション・薬局あたり入院・入院外1日500円以内（負担日数上限なし）</li> <li>治療用装具負担あり（意見書ごとに500円以内）</li> <li>複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額3000円</li> </ul>
老人医療経過措置 （平成33年3月31日まで）	障がい者医療・ひとり親家庭医療と整理・統合し、重度以外の精神障がい者・難病患者、結核患者は助成対象外となります。  ただし、平成30年3月31日の時点での老人医療対象者については経過措置として平成33年3月31日まで引き続き助成対象となります。（要更新）		
ひとり親家庭医療	(1) ひとり親家庭の18歳に到達した年度末までの子 (2) 上記(1)の子を監護する父又は母もしくは養育者  裁判所から配偶者暴力等（DV）に関する保護命令が出されたDV被害者を含みます。		<ul style="list-style-type: none"> <li>一つの医療機関・訪問看護ステーション・薬局あたり入院・入院外1日500円以内（負担日数月2日まで）</li> <li>院外調剤負担なし</li> <li>治療用装具負担なし</li> </ul>
子ども医療	中学校卒業の15歳に到達した年度末までの子		<ul style="list-style-type: none"> <li>複数の医療機関等を受診した場合の月額上限額2500円</li> </ul>

一部自己負担額が月額上限額を超えた場合は、手続きを行うことで超えた額の償還があります。

詳しくはお住まいの区の区役所保険年金課へお問い合わせください。

次回発行3月20日頃予定